

監査結果公表第 17 - 1 号

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第 9 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 17 年 5 月 2 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事
第 6 回工事監査
市道大正第 36 号線橋梁架替工事
第 7 回工事監査
渋川公園整備工事
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 0729 - 24 - 3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所 3 階の情報公開コーナー及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村晃義様
八尾市議会議員 西野正雄様

八尾市監査委員 西浦昭夫
同 北山諒一
同 高田寛治
同 西川訓史

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1. 監査の実施日及び対象工事

第6回工事監査

実施日 平成17年1月27日

対象工事 市道大正第36号線橋梁架替工事

第7回工事監査

実施日 平成17年2月15日

対象工事 渋川公園整備工事

2. 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり合理的かつ適正に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査に関する事項については(社)大阪技術振興協会に委託し、工事技術調査報告書を参考にした。

3. 監査の結果

工事の施工について、設計書及び関係図書類等の処理並びに工事施工管理、現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、又は検討を要するものが見えられた。

今後は、これらに十分留意し、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

第 6 回工事監査（監査実施日：平成 17 年 2 月 4 日）

市道大正第 3 6 号線橋梁架替工事

1. 工事の概要

- ・ 工事場所：八尾市南木の本 5 丁目地内
- ・ 工事内容：パイルベント橋脚、RC 製 T 桁の現橋梁が老朽化し交通安全上対策が必要となったが補強も困難な状況であったため箱型函渠構造の橋梁に架替を行うものである。
車道復員 4.0m 設計荷重 T - 20 断面 6.1m×3.6m 奥行き 9.9m
- ・ 契約金額：31,815,000 円（消費税含む）
- ・ 契約工期：平成 16 年 9 月 17 日～平成 17 年 3 月 15 日
- ・ 施工業者：（株）田中建興

2. 監査の結果

本工事の平成 17 年 1 月 20 日現在における出来高は 75%であり、ボックスカルバートは完了し、現在は護岸コンクリートブロック積みの工事がなされており、ほぼ予定どおりの進捗状況であった。全般には良好な施工がなされていたが、特に留意が望まれる個々の指摘事項については、下記に示すとおりである。

なお、工事技術に関する事項については、別紙「平成 16 年度第 6 回 工事技術調査結果報告書」を参照されたい。

(1) 設計について

ア．構造物断面図が、河川方向に直角方向の断面図であった。構造計算上は道路方向の断面にとっており、主鉄筋方向となる構造物断面図も示されたい。

イ．コンクリートブロック積の標準断面図について、河床高さ及び H.W.L を明示し、根入れ深さや余裕高との関係が分かるようにされたい。

(2) 契約関係図書について

主任技術者届には、資格証の写しを添付させることが望ましい。

(3) 施工管理について

ア．施工計画書について、出来高管理の基準値が一般的なものであったが、本工事では河川断面との関係で余裕高や河川幅についても記載しておくことが望まれる。

イ．工事写真について、監督員の立会写真形態が主で鉄筋の被り等の寸法が判読出来ないものであった、竣工時には別途取りまとめておかれたい。

ウ．護岸のコンクリートブロック積について、胴込めコンクリート厚さをよく点検すると共に、裏込め砕石（RC - 40）厚さについても本来の寸法を示し写真撮影を行うことが望まれる。

(4) 現場施工状況について

仮設歩道橋について、転落防止柵の高さが基準を満たしておらず指摘し、当日、直ちに是正されたが、今後の工事においては仮設物でも一般に供用する施設については、出来る限り所定の基準を確保することが望まれる。

第 7 回工事監査（監査実施日：平成 17 年 2 月 15 日）

渋川公園整備工事

1. 工事の概要

- ・ 工事場所：八尾市渋川町四丁目地内
- ・ 工事内容：既存公園が開設 31 年を経た為、バリアフリー、防災機能等、現在の市民ニーズを満たす公園にリニューアルするもので、工事面積 1,093 m²、工事施設としてはシェルター 1 棟、遊戯施設 1 式、植栽 2,678 本及びベンチ 4 基等
- ・ 契約金額：請負金額 ￥28,665,000（消費税含む）
- ・ 契約工期：平成 16 年 10 月 21 日～平成 17 年 3 月 10 日
- ・ 施工業者：（株）大阪緑地 八尾支店

2. 監査の結果

本工事の平成 17 年 2 月 15 日現在における出来高は約 60%で、シェルターや遊具等の施設物はほぼ完了している状況で、ほぼ予定どおりの進捗状況であった。全般的には良好な施工がなされていたが、特に留意が望まれる個々の指摘事項については、下記に示すとおりである。

なお、工事技術に関する事項については、別紙「平成 16 年度第 7 回 工事技術調査結果報告書」を参照されたい。

(1) 計画策定について

リニューアル計画については、工事前年度より地域でワークショップ方式により作成されているが、地域密着型施設の計画では利用者、周辺住民及び維持管理協力者との合意形成は重要なことであるので今後とも十分配慮されたい。

(2) 設計について

流域貯留施設として設置されているオリフィス柵にグラウンドの透水排水管が接続されており満水時には逆流が考えられるため逆流防止の措置が望まれる。

(3) 契約関係図書について

現場代理人届及び主任技術者届に、資格の名称が記入されていないので留意されたい。

(4) 施工管理について

ア. 工事写真について、オリフィスの寸法を確認出来るものを追加されたい。

イ. 使用材料の内、砂場用の砂、スプリング遊具の耐久性、ジंकロメートメッキの J I S 規格について調査しておくことが望まれる。

(5) 現場施工状況について

ア. 各施設が安全基準を満たしていること及びブランコ等の接地箇所における腐食防止について十分点検を行われたい。

イ. 狭い場所での作業であるので、掘削機械等の作業には十分注意を払うと共に、進入路も狭いので資材搬入時においては通行人等に格段の配慮をされたい。

(6) その他

ア. 移植した既存木は、枯れ木補償の対象にならないので 1 年間程度は何らかの養生方策を確保しておくことが望まれる。

イ. 遊具については、納入業者が日本公園施設協会の賠償責任保険制度に加入していることを確認しておかれたい。